6.05　注射剤の採取容量試験法

次のように改める.

本試験法は，三薬局方での調和合意に基づき規定した試験法である．

なお，三薬局方で調和されていない部分は「◆　◆」で囲むことにより示す．

◆注射剤の採取容量試験法は，表示量よりやや過剰に採取できる量が容器に充塡されていることを確認する試験法である．アンプル，プラスチックバッグなどの単回投与容器又は分割投与容器で提供される注射剤は，通常，表示量を投与するのに十分な量の注射液で充塡されており，過量は，製品の特性に応じて決まる．◆

懸濁性注射剤及び乳濁性注射剤では，内容物を採取する前及び密度を測定する前に振り混ぜる．油性注射剤及び粘性を有する注射剤では，必要ならば表示された方法に従って加温し，内容物を移し替える直前に振り混ぜてもよい．測定は，20～25 ℃に冷やした後に行う．

｜

略

｜